

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「40,560円」を「38,400円」に改め、同条第2号中「50,700円」を「48,000円」に改め、同条第3号中「60,840円」を「57,600円」に改め、同条第4号中「70,980円」を「67,200円」に改め、同条第5号中「81,120円」を「76,800円」に改め、同条第6号中「97,344円」を「92,160円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「、当該合計所得金額」を「当該合計所得金額」に、「とする」を「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする」に改め、同条第7号中「105,456円」を「99,840円」に改め、同条第8号中「121,680円」を「115,200円」に改め、同条第9号中「137,904円」を「130,560円」に改め、同条第10号中「146,016円」を「138,240円」に改め、同条第11号中「154,128円」を「145,920円」に改め、同条第12号中「162,240円」を「153,600円」に改め、同条第13号中「170,352円」を「161,280円」に改める。

附則第10条の4の次に次の2条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例）

第10条の5 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に

係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,760円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提出理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）の施行による介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）の一部改正及び熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。